

泉大津市教育委員会会議 令和7年第2回定例会

会議事項

(令和7年2月4日)

会議事項

- 日程第 1 議案第 3 号 泉大津市教育支援センター設置条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 2 議案第 4 号 泉大津市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について
- 日程第 3 報告第 2 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 4 議案第 5 号 市議会提出予定案件【非公開】
- 日程第 5 議案第 6 号 市議会提出予定案件【非公開】
- 日程第 6 議案第 7 号 市議会提出予定案件【非公開】
- 日程第 7 議案第 8 号 令和6年度教育委員会表彰被表彰者の決定について
- 日程第 8 報告第 3 号 市議会提出予定案件【非公開】
- 日程第 9 報告第 4 号 市議会提出予定案件【非公開】
- 日程第 10 報告第 5 号 市議会提出予定案件【非公開】

教育委員会資料
7. 2. 4
指導課

議案第 3 号

泉大津市教育支援センター設置条例施行規則の 一部を改正する規則について

1 楽 旨

令和 7 年度から泉大津市教育支援センターが移転することに伴い、
泉大津市教育支援センター設置条例施行規則の一部改正を行うもので
ある。

2 改正内容

別紙 1 のとおり

3 適用年月日

改正後の規則は、令和 7 年 4 月 1 から適用とする。

泉大津市教育委員会規則第 号

泉大津市教育支援センター設置条例施行規則の一部
を改正する規則（案）

泉大津市教育支援センター設置条例施行規則（平成 18 年泉大津市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「戎町 3 番 41 号」を「東雲町 9 番 54 号」に改める。

第 5 条第 3 号中「適応指導」を「支援」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

泉大津市教育支援センター設置条例施行規則 新旧対照表

改 正 案	現 行
(位置) 第2条 泉大津市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）は、泉大津市 <u>東雲町9番54号</u> に置く。	(位置) 第2条 泉大津市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）は、泉大津市 <u>戎町3番41号</u> に置く。
(事業) 第5条 教育支援センターは、条例第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)及び(2) (略) (3) 不登校の児童及び生徒への <u>支援</u> に関すること。 (4)～(9) (略)	(事業) 第5条 教育支援センターは、条例第2条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)及び(2) (略) (3) 不登校の児童及び生徒への <u>適応指導</u> に関すること。 (4)～(9) (略)

教育委員会資料
7. 2. 4
指導課

議案第 4 号

泉大津市招致外国青年任用規則の一部を 改正する規則について

1 楽 旨

語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）について、一般財団法人自治体国際化協会から令和7年1月6日付「令和7年度JETプログラム参加者の報酬等の取扱いについて」により、語学指導等を行う外国青年の報酬等の見直しが通知されたことに伴い、泉大津市招致外国青年任用規則の一部改正を行うものである。

2 改正内容

別紙2のとおり

3 適用年月日

改正後の規則は、令和7年4月1から適用とする。

泉大津市教育委員会規則第 号

泉大津市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則（案）

泉大津市招致外国青年任用規則（令和6年泉大津市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「月額28万円（年額336万円）」を「月額33万5,000円（年額402万円）」に、「月額30万円（年額360万円）」を「月額34万5,000円（年額414万円）」に、「月額32万5,000円（年額390万円）」を「月額35万5,000円（年額426万円）」に、「月額33万円（年額396万円）」を「月額36万円（年額432万円）」に改める。

第14条第1項第13号中「までの期間」の次に「（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる参加者にあっては、1年の6月から10月までの期間）」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

泉大津市招致外国青年任用規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(報酬等及びその計算) 第6条 参加者の報酬は、任期1年目について <u>月額33万5,000円(年額402万円)</u> 、2年目については <u>月額34万5,000円(年額414万円)</u> 、3年目については <u>月額35万5,000円(年額426万円)</u> 、4年目及び5年目については <u>月額36万円(年額432万円)</u> とする。 2～5 (略) (特別休暇) 第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(12) (略) (13) 参加者が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月から9月までの期間 <u>(当該期間が業務の繁忙期であること</u> <u>その他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると</u> <u>認められる参加者にあっては、1年の6月から10月までの期間)</u> 内	(報酬等及びその計算) 第6条 参加者の報酬は、任期1年目について <u>月額28万円(年額336万円)</u> 、2年目については <u>月額30万円(年額360万円)</u> 、3年目については <u>月額32万5,000円(年額390万円)</u> 、4年目及び5年目については <u>月額33万円(年額396万円)</u> とする。 2～5 (略) (特別休暇) 第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(12) (略) (13) 参加者が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月から9月までの期間内における、勤務時間が割り振られない日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

改 正 案	現 行
<p>における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として連續する 3 日の範囲内の期間</p> <p>(14)～(21) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(14)～(21) (略)</p> <p>2 (略)</p>

教育委員会資料
7. 2. 4
教育政策課

報告第 2 号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 楽 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第 6 条第 2 項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和 7 年 1 月 1 日 (水) ~ 令和 7 年 1 月 31 日 (金)

4 内 容

別紙 3 のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申 請 団 体	
1	R7.1.8	R7.1.19	学生バンドフェス～HAMAFES～	あすとホール	新
2	R7.1.8	R7.2.9	第9回おづっこ寄席	あすとホール	新
3	R7.1.8	R7.3.30	絵本造形作家こしだミカさんによる原画展+おはなし会+ミニ絵本作り	あすとホール	新
4	R7.1.27	R7.3.2	むびおキッズフェスタinもんとパーク！	泉大津野外映画祭実行委員会	新
5	R7.1.27	R7.3.25 ～R7.4.5	2025年度春のキャンプクラブ	NPO法人ピープルアクティブライフ	
6	R7.1.27	R7.3.16	永原トミヒロ×西尾壮右「青のおと」	あすとホール	新
7	R7.1.27	R7.3.29	戎小学校旧校舎お別れの会	戎小学校旧校舎お別れの会実行委員会	新
8	R7.1.27	R7.3.16	第4回グルメフェスタ	OSM	新